

---

**QA8-7 基準値を暫定規制値から厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性については、どのように考えているのですか。**

---

**A**

- ① 原子力安全委員会（当時）が平成 10 年 3 月に示した「飲食物摂取制限に関する指標について」は、原子力発電所事故直後の緊急被ばく状況に対応するため、食品中の放射性物質から受ける放射線量が年間 5 ミリシーベルト（mSv）を超えないように設定され、暫定規制値はこの指標に基づいて設定されています。
- ② 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと評価され、安全性は確保されています。
- ③ 暫定規制値は、事故後の緊急的な対応として定められたものであったので、長期的な状況に対応する新たな放射性セシウムの基準値を定めることとしたものです。

**統一的な基礎資料の関連項目**

上巻 第 4 章 162 ページ「食品の規制値の比較」

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

---

出典：①厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」、②厚生労働大臣からの放射線審議会（文部科学省）への答申（平成 24 年 2 月 16）より作成

出典の公開日：①平成 24 年 7 月 5 日、②平成 24 年 2 月 16

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日